

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第61回）

裁判所における米国特許法第101条の判断

～裁判所とUSPTOの判断手法の相違～

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

RIDEShare DISPLAYS, INC.,

Appellant

JOHN A. SQUIRES, UNDER SECRETARY OF COMMERCE FOR INTELLECTUAL
PROPERTY AND DIRECTOR OF THE UNITED STATES
PATENT AND TRADEMARK OFFICE,

Intervenor

v.

LYFT, INC.,

Cross-Appellant

1. 概要

クレーム発明が、米国特許法第101条に規定する保護適格性を有するか否かは、Alice最高裁判決¹で判示された2段階テストにより判断される。Step 1では、問題となっているクレームが、抽象的なアイデアを対象としているか否かを検討する。クレームが抽象的なアイデアを対象としている場合、Step 2に進み、クレームが抽象的なアイデア自体よりも「大幅に多くの」内容を記載しているかどうかを検討する。

本事件ではライドシェアにおける乗客及び車両の特定を可能とする発明の保護適格性が争点となった。

CAFCは、クレーム発明は、単なるユーザエクスペリエンスの向上にすぎないとして、コンピュータ技術の技術的課題に対する技術的解決策を提供しているとして保護適格性を認めたUSPTOの決定を取り消した。

2. 背景

(1) 特許の内容

Rideshare Displaysは、「車両識別システムおよび方法」と称する米国特許第9,892,637号、第10,169,987号、第10,395,525号、第10,559,199号、および第10,748,417号を所有している。これらの

1 *Alice Corp. Pty. Ltd. v. CLS Bank Int'l*, 134 S.Ct. 2347 (2014)